

前橋地方法務局管内の法務局利用者への対応について

前橋地方法務局では、利用者の方々に対して真摯に対応しております。

ただし、対応中に、以下のような犯罪行為又は著しい迷惑行為があり、その際の言動・態様が社会通念上不相当なものであると判断した場合には、対応を終了します。また、犯罪行為に該当すると判断した場合には警察に通報する等、組織として毅然とした対応をします。

【犯罪行為又は著しい迷惑行為の例】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・精神的な攻撃（暴言、侮辱、脅迫、差別的言動）
- ・威圧的な言動
- ・嫌がらせ、いたずらと認める言動
- ・著しく粗野又は乱暴な言動
- ・必要な回答をした後の同一の相談や主張の過度の繰り返し

令和7年10月1日
前橋地方法務局